

令和6年分所得税の定額減税 ～確定申告の手續判定フローチャート～



定額減税に関する
情報はこちらから

国税庁ホームページ
定額減税特設サイト

このフローチャートは、定額減税の実施により、令和6年分確定申告において所得税額の精算を行う方・行うことができる方を判定するものです。

医療費控除や住宅ローン控除を適用し、
還付を受けるための確定申告（還付申告）
や純損失・雑損失などの損失申告を行う

はい
➡

確定申告の際に定額減税額を計算し、
納付すべき又は還付される所得税の
額を精算します

いいえ
↓

- 給与収入のみの方→「①給与収入のみの方」へ
- 年金収入がある方→「②年金収入がある方」へ
- 給与と他の所得（年金収入を除く）がある方→「③その他の方」へ
- 給与と年金のどちらもなく、給与と年金以外の所得がある方→「③その他の方」へ

①給与収入のみの方

勤務先1か所かつ、年末調整済み※
である

※ 死亡、出国又は休職等により、令和6
年6月以降に給与の受給がなく、定額減
税を受けていない方は「いいえ」へ

はい
↓

確定申告は不要です

いいえ
↓

③その他の方

納付すべき所得税額が生じる

※ 給与収入（勤務先1か所かつ年末調整済み）のほか、給与に係る所得
以外の所得が20万円以下の方は、確定申告不要です（「いいえ」へ）

はい
➡

確定申告が必要です

確定申告の際に定額減税
額を計算し、納付すべき
又は還付される所得税の
額を精算します

②年金収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、
次のいずれかに該当する

- ・ 公的年金等に係る雑所得のみ
- ・ 公的年金等のほか、公的年金等に係る雑所得以外
の所得金額が20万円以下

いいえ
↓

確定申告は不要です（注1、2）

▶ 確定申告は不要ですが、例えば以下に該当する方などは、確定申
告の際に定額減税額を計算し、還付を受けるための申告をするこ
とができます。

- ・ 公的年金等に係る源泉徴収税額がある方で、「公的年金等の受給者
の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税額
が増加する場合（例：令和6年中に扶養親族の人数が増加した場合
など）
- ・ 給与所得に係る源泉徴収税額があり、その源泉徴収税額から定額減
税額が控除されていない、又は控除しきれない定額減税額（控除外
額）がある場合（例：年途中で退職した方など）

▶ 控除しきれない定額減税額（控除外額）がある場合、給付金の支
給による対応もありますので、控除外額があることのみをもって
確定申告の必要はありません
給付金に関しての詳細は、お住まいの市区町村にお尋ねください

（注1） 給与と公的年金等に係る
源泉徴収税額の両方から定
額減税を受けていることだ
けをもって、確定申告の義
務は発生しません

（注2） 所得税等の確定申告が不
要な場合でも、住民税の申
告が必要な場合があります
（詳しくは、お住まいの市
区町村にお尋ねください）

上記フローチャートは、一般的な例を基に作成していますので、個別の事情によっては結果が異なる場合があります。

